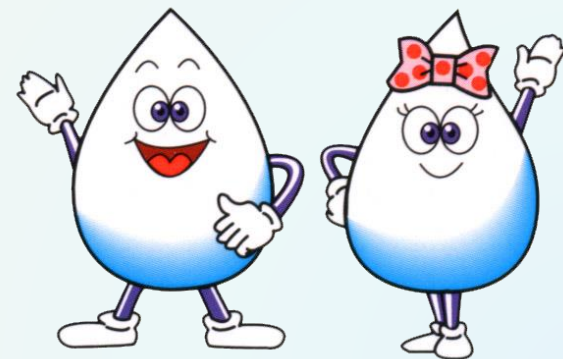


令和8年度版
阪神水道企業団の概要



目次

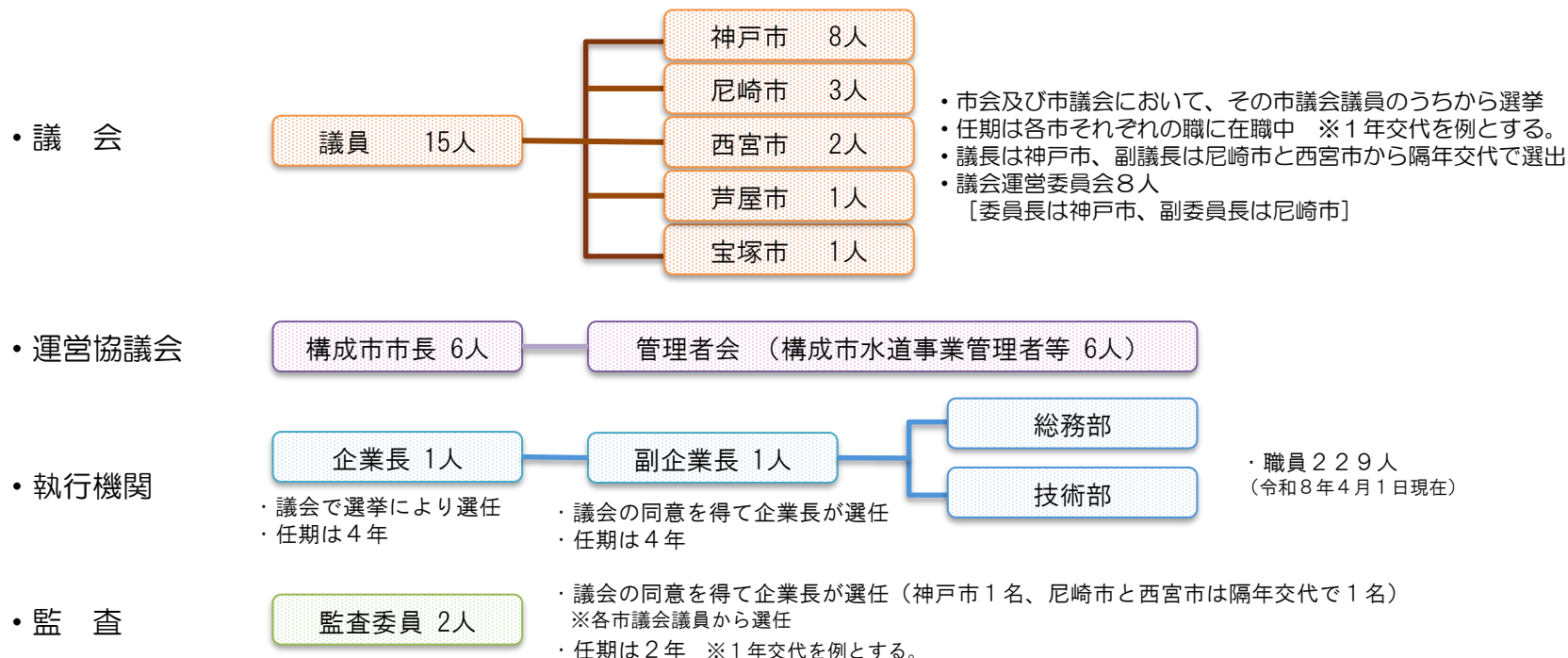
1	阪神水道企業団とは	1
2	組織	1
3	阪神水道企業団における議決等の意思決定プロセス	2
4	施設	3
5	主な財源	8
6	水道用水供給ビジョン2017	11
7	経営戦略2024	12
8	令和8年度当初予算	16
9	令和7年度決算（見込み）	19
10	年表	25

1. 阪神水道企業団とは

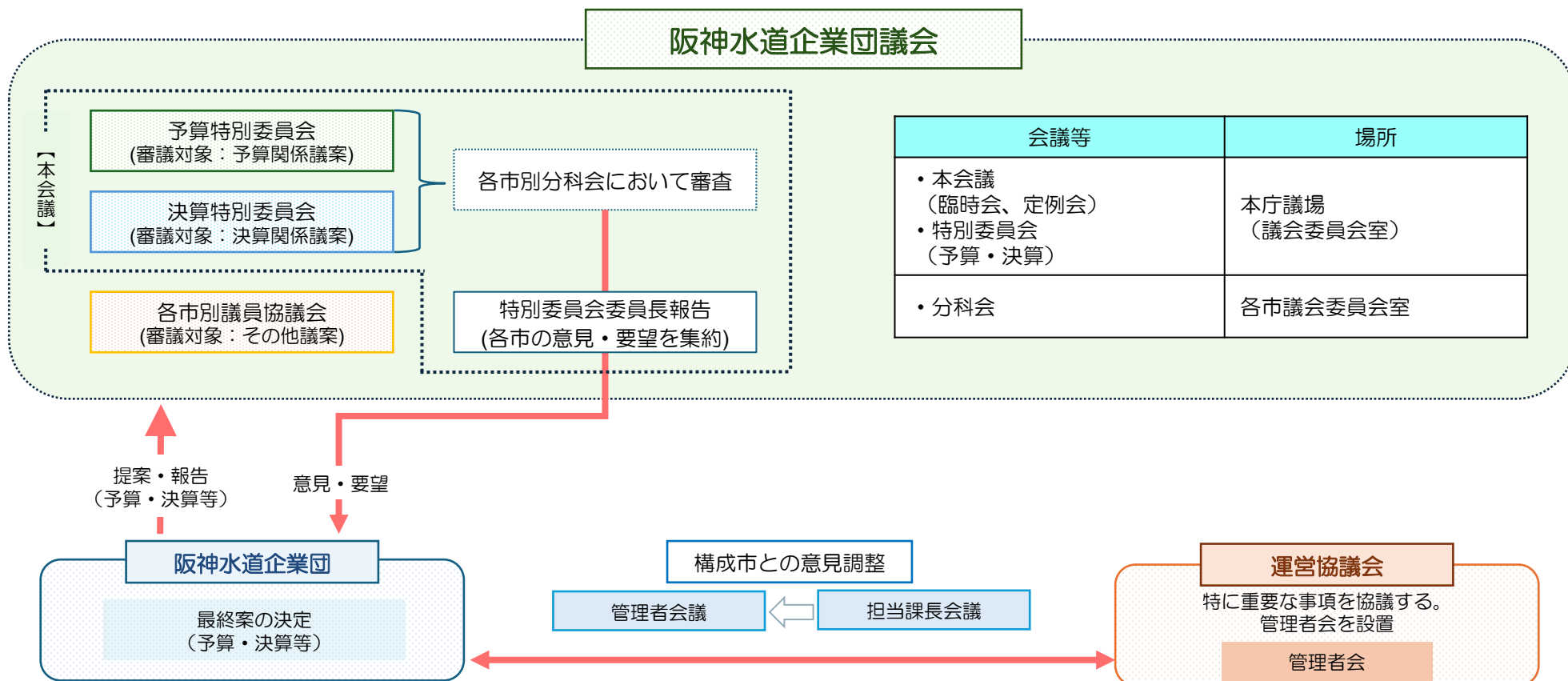
阪神水道企業団は、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、宝塚市及び明石市の6つの市で組織された地方自治法第284条第2項の規定に基づく一部事務組合（特別地方公共団体）で、各市水道部局に水道用水を供給する地方公営企業を経営しています。

- (1) 昭和11年7月 阪神間の水不足を解消するために阪神上水道市町村組合設立（16市町村⇒市町村合併により、神戸市・尼崎市・西宮市・芦屋市の4市に）
- (2) 昭和17年4月 16市町村へ順次、給水開始
- (3) 平成13年4月 全量が高度浄水処理水（オゾン・活性炭処理により、安全でおいしい水に）
- (4) 平成29年4月 宝塚市が構成市に加入
- (5) 令和2年4月 分賦金制度の見直し（固定費と変動費を明確化した「二部制」の導入）
- (6) 令和7年4月 明石市が構成市に加入

2. 組織



3. 阪神水道企業団における議決等の意思決定プロセス



4. 施設

施設概要図



明石市への送水については、神戸市の施設を借用し、水道法上の第三者委託により送水業務を神戸市に委託しています。

甲山調整池

■所在地：西宮市甲山町



神戸市、芦屋市、西宮市及び宝塚市に対する調整池。非常時における安定供給継続のため、有効容量の約4割に当たる水を常時貯留しています。

甲東ポンプ場

■所在地：西宮市上大寺



猪名川浄水場及び尼崎浄水場から送られてきた浄水は、ここからポンプ圧送により神戸市、芦屋市、西宮市、宝塚市及び明石市へ送配水されます。

猪名川浄水場

■所在地：尼崎市田能



大道取水場から送られてきた原水は、ここで浄水となり、ポンプ圧送で甲東ポンプ場へ送られるほか、尼崎市へ送配水されます。

大道取水場

■所在地：大阪市東淀川区大道南



淀川から取水した原水を、ポンプ圧送で猪名川浄水場まで送っています。



西宮ポンプ場

■所在地：西宮市室川町



尼崎浄水場から送られてきた浄水は、ここからポンプ圧送により神戸市、芦屋市及び西宮市へ送配水されます。

尼崎浄水場

■所在地：尼崎市南塚口町



淀川取水場から送られてきた原水は、ここで浄水となり、ポンプ圧送で西宮ポンプ場及び甲東ポンプ場へ送られるほか、尼崎市へ配水されます。

淀川取水場

■所在地：大阪市淀川区西中島



淀川から取水した原水を、ポンプ圧送で尼崎浄水場まで送っています。

4. 施設

(1) 概要

構成市の水需要に対処するため、これまで5回にわたる拡張工事を実施し、現在は1日最大112万8千m³の供給能力を有し、その全量がオゾンと活性炭処理を取り入れた高度浄水処理水となっています。

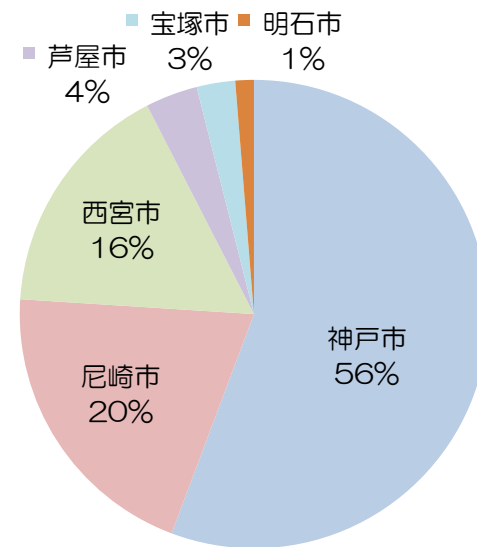
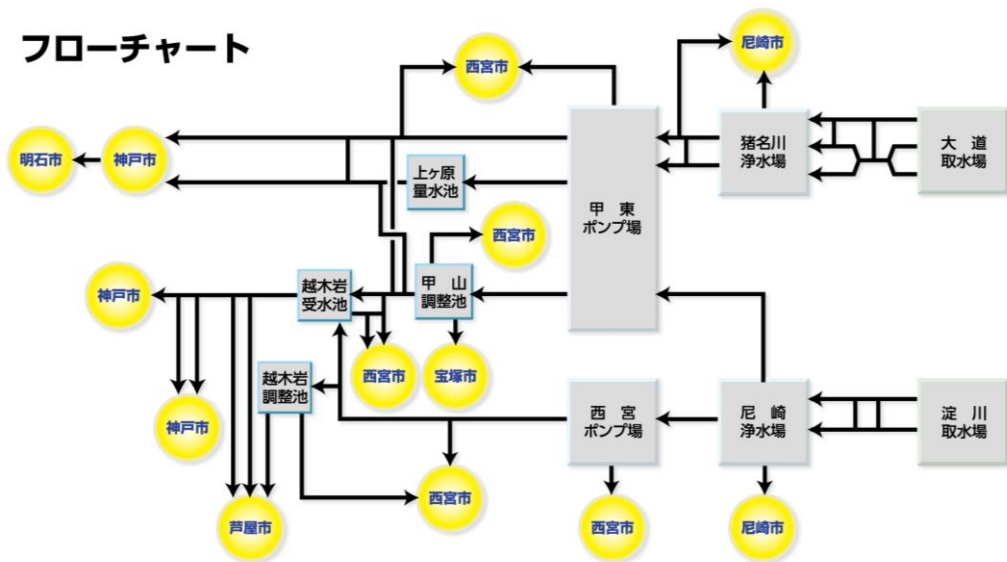
【現有給水能力】

令和8年4月時点

給水区域	1日最大給水量 (m ³ /日)		
	阪神水道企業団	6市自己水源及び県水	計
神戸市	628,492	228,360	856,852
尼崎市	228,921	86,050	314,971
西宮市	185,584	51,020	236,604
芦屋市	40,603	9,695	50,298
宝塚市	30,000	68,650	98,650
明石市	14,400	93,220	107,620
計	1,128,000	536,995	1,664,995

【施設フローチャート】

フローチャート

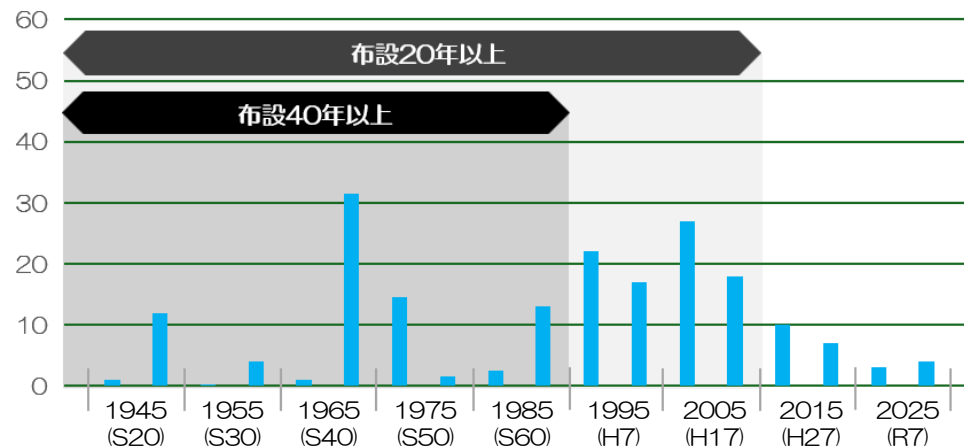


4. 施設

(2) 管路

阪神水道企業団の管路は、昭和11年の事業開始以来、5期にわたって整備が進められ、淀川原水を浄水場へ導く取・導水管と、浄水を構成市へ供給する送配水管で構成されています。

【布設年度別延長】



[用途別延長]

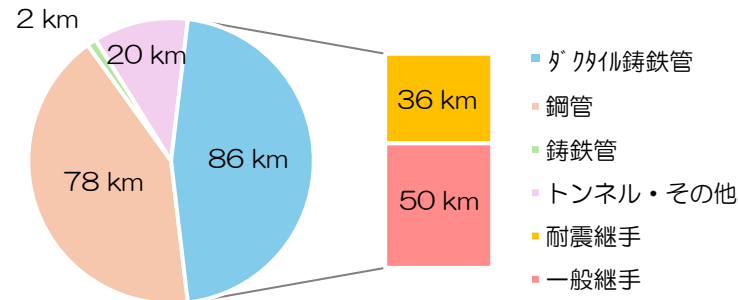
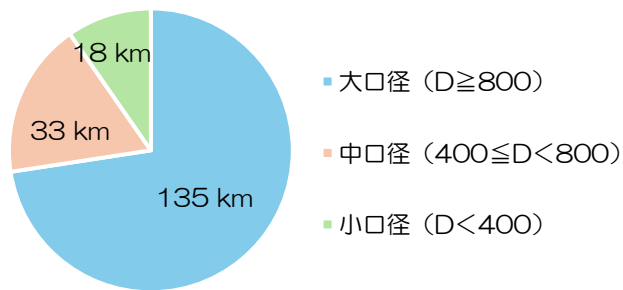
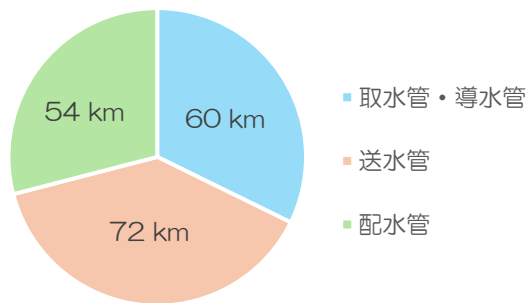
取水管・導水管	60km
送水管	72km
配水管	54km

[口径別延長]

大口径 (D \geq 800)	135km
中口径 (400 \leq D<800)	33km
小口径 (D<400)	18km

[管種別延長]

ダクタイル鋳鉄管	86km
鋼管	78km
鋳鉄管	2km
トンネル・その他	20km

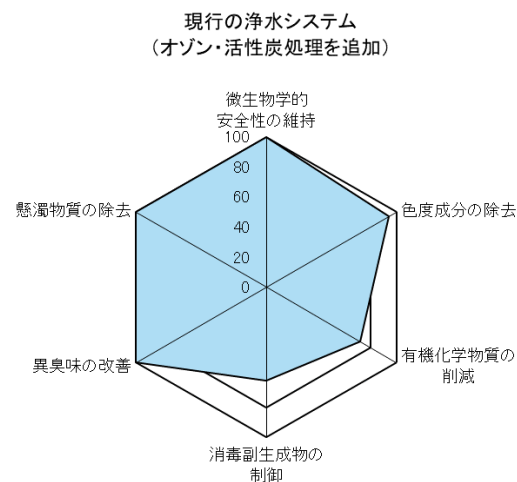
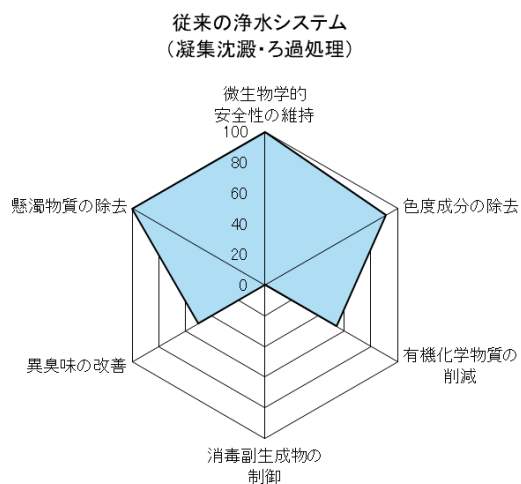


4. 施設

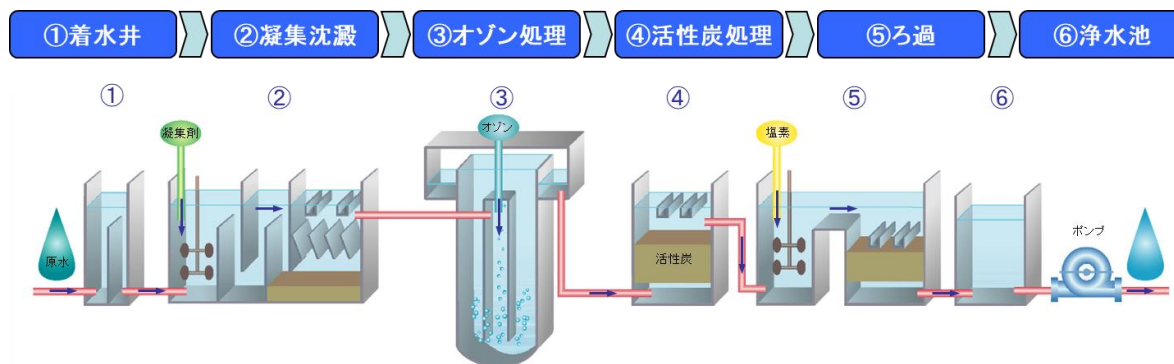
(3) 浄水処理

従来の凝集沈澱・ろ過処理に加え、異臭味除去等への対応を推進し、オゾン・活性炭処理を全浄水施設に導入しています。

【浄水システムの処理機能評価】



【浄水処理フロー】

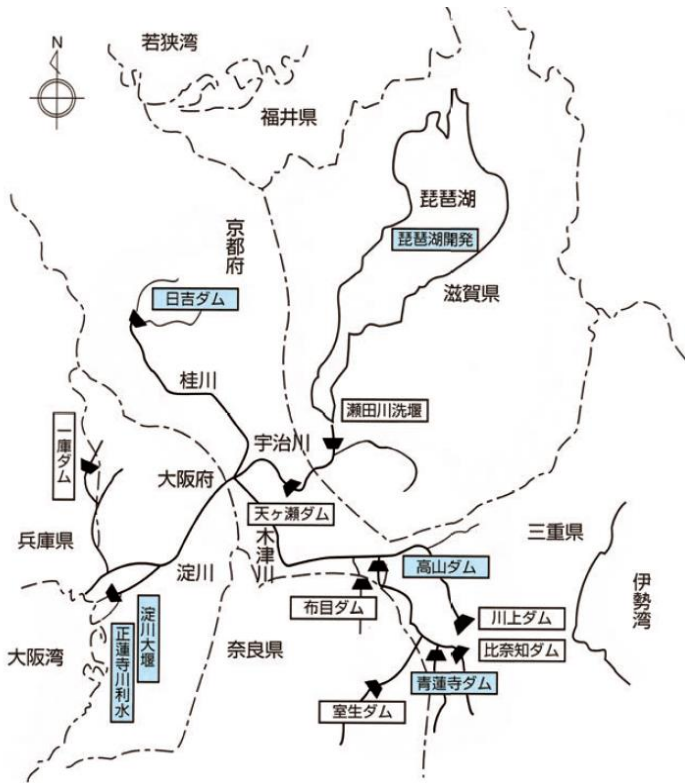


4. 施設

(4) 水源

阪神水道企業団の水源は、全て琵琶湖・淀川水系に依存しています。

当初の自流分に加え、河水統制や数度にわたる水源開発事業等に参画した結果、現在では13.818^{m³}/秒の水源量を有しています。



【水源量一覧】

事業名	完成年度	水源量		水源量累計 (m ³ /日)	
		(m ³ /秒)	(m ³ /日)		
河水統制まで	S26	5.350	462,240	462,240	1日最大給水量 1,128,000m ³ /日
淀川大堰 (長柄可動堰)	S57 (S39)	0.965	83,376	545,616	
高山ダム	S44	0.672	58,060	603,676	
青蓮寺ダム	S45	0.309	26,698	630,374	
正蓮寺川利水	S46	0.654	56,506	686,880	
琵琶湖開発	H3	5.114	441,849	1,128,729	
日吉ダム	H9	0.754	65,146	1,193,875	
合計		13.818	1,193,875		

(備考) 参画していた猪名川総合開発事業及び丹生ダム建設事業から撤退

5. 主な財源

(1) 分賦金

阪神水道企業団の経営は、構成市に対する給水量を基準として決定する「分賦金」を主な財源として成り立っています。

分賦金の基礎となる年間給水量は、構成市からの要請水量をもとに、責任水量（分賦基本水量）として定めており、また、分賦金単価（分賦割合）については、算定期間（おおむね4年間ごと）における所要資金を基礎とした『総括原価方式（資金ベース）』により算定しています。

なお、令和2年度より固定費と変動費を明確化した「二部制」を導入しており、現行の分賦割合は以下のとおりとなっています。

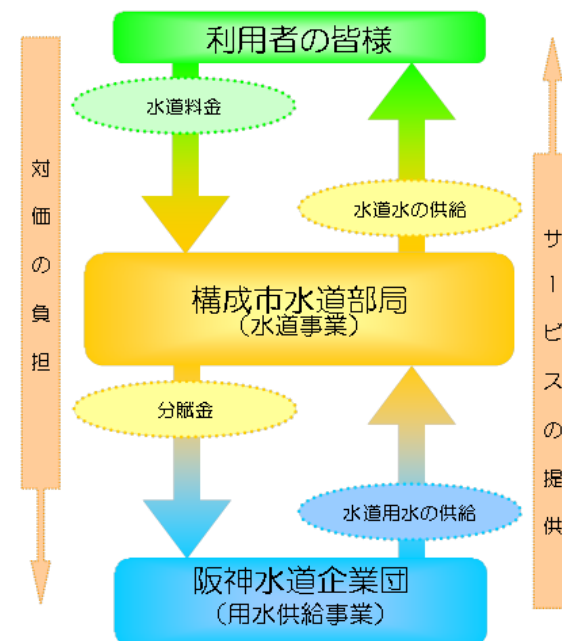
【分賦割合】（税抜き）

分賦基本水量までの水量（固定費）	1 m ³ あたり51円06銭
分賦基本水量を超える水量（固定費）	1 m ³ あたり61円27銭
給水量（実績給水量）（変動費）	1 m ³ あたり12円08銭

【令和6年度～令和9年度における1日最大給水量及び分賦基本水量】

	神戸市		尼崎市		西宮市		芦屋市		宝塚市		明石市		計	
	1日最大給水量	分賦基本水量	1日最大給水量	分賦基本水量	1日最大給水量	分賦基本水量	1日最大給水量	分賦基本水量	1日最大給水量	分賦基本水量	1日最大給水量	分賦基本水量	1日最大給水量	分賦基本水量
令和6年度	636,844	162,713,715	231,963	59,266,875	188,050	48,046,775	41,143	10,512,365	30,000	7,665,000	-	-	1,128,000	288,204,730
令和7年度	636,844 628,492	160,761,151	231,963 228,921	58,555,455	188,050 185,584	47,470,291	41,143 40,603	10,386,113	30,000 30,000	7,665,000	- 14,400	3,366,720	1,128,000 1,128,000	288,204,730
令和8年度	628,492	160,579,925	228,921	58,489,425	185,584	47,416,785	40,603	10,374,395	30,000	7,665,000	14,400	3,679,200	1,128,000	288,204,730
令和9年度	452,922	140,904,144	144,887	45,074,364	142,863	44,444,844	30,169	9,385,704	30,000	9,333,000	14,400	4,479,840	815,241	253,621,896

※ 令和7年度の1日最大給水量については、上段を令和7年3月31日までの1日最大給水量とし、下段を同年4月1日からの1日最大給水量とする。



5. 主な財源

(2) 一般会計繰出金（補助金・出資金）

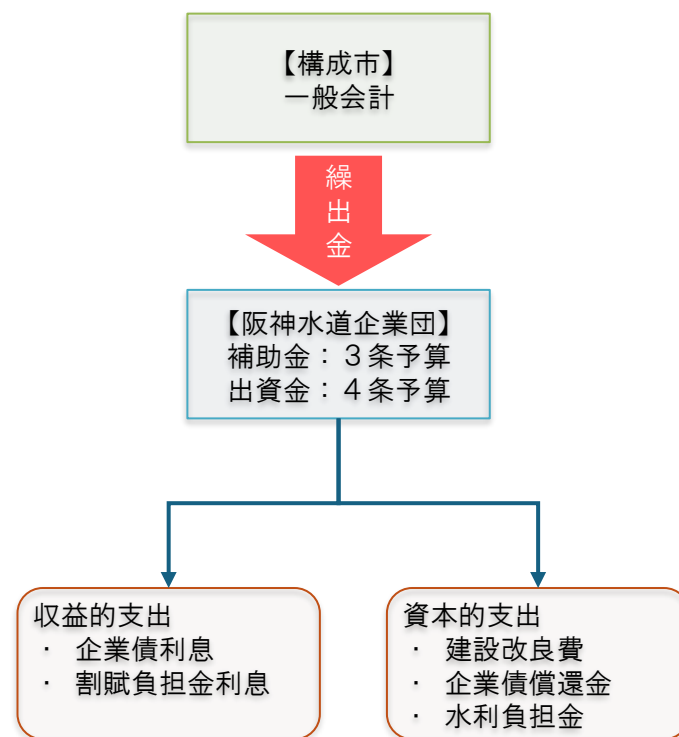
国庫補助の対象となった上水道布設第5期拡張事業の建設費、水源開発事業費及び独立行政法人水資源機構に対する割賦負担金等の財源として、一般会計から補助金・出資金を受けています。

【繰出基準】

第5期拡張事業等	水源開発事業	出資金 (元金)	補助金 (利息)	備考
拡張事業費（高度処理施設を除く。）の1/3 ※1	水源開発事業費の1/3 ※2	○	—	※1 平成21年度終了 ※2 平成15年度終了
拡張事業費（高度処理施設、国庫補助金を除く。）の1/2	—	○	—	平成21年度終了
拡張事業費（平成元年度以前分）の7/30に相当する企業債に係る元利償還金	—	○	○	令和元年度終了
—	水源開発事業 割賦負担元利金の1/3	○	○	

【繰出率】

	1～4期施設に係る繰出率	1～5期施設に係る繰出率	5期施設に係る繰出率		
	平成4年度改定	平成20年度改定	平成29年～令和5年度	令和6年度	令和7年度以降
	比率 (%)	比率 (%)	比率 (%)	比率 (%)	比率 (%)
神戸市	59.39	59.97	60.37	60.24	59.50
尼崎市	26.25	21.13	4.76	4.71	4.44
西宮市	11.53	14.61	23.89	23.85	23.63
芦屋市	2.83	4.29	8.56	8.55	8.50
宝塚市	—	—	2.42	2.65	2.65
明石市	—	—	—	—	1.28
6市合計	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00



5. 主な財源

(3) 令和7年度分賦金・一般会計繰出金内訳

① 分賦金内訳

【分賦割合】（税抜き）

分賦基本水量までの水量（固定費）	1 m ³ あたり51円06銭
分賦基本水量を超える水量（固定費）	1 m ³ あたり61円27銭
給水量（実績給水量）（変動費）	1 m ³ あたり12円08銭

（単位 千円、税抜き）

	神戸市	尼崎市	西宮市	芦屋市	宝塚市	明石市	計
分賦金	10,132,918	3,507,674	2,976,291	641,711	508,416	211,321	17,978,331

② 一般会計繰出金内訳

区分	予算条項	主な充当先
補助金	3条予算（収益的収支）	・企業債利息 ・割賦負担金利息
出資金	4条予算（資本的収支）	・建設改良費 ・企業債償還金 ・水利負担金

（単位 千円）

	神戸市	尼崎市	西宮市	芦屋市	宝塚市	明石市	計
補助金（①）	9,358	2,699	3,013	796	438	198	16,502
出資金（②）※	△276,639	△103,439	△80,737	△17,162	412	493,121	15,556
繰出金（①+②）	△267,281	△100,740	△77,724	△16,366	850	493,319	32,058

・その他補助金 内閣府：133千円（デジタル田園都市国家構想交付金によるその他補助金）

※明石市新規加入に伴う一部の構成市への出資金返還金が生じたため、マイナスとなっています。

6. 水道用水供給ビジョン2017

基本理念「安全な水の安定供給の持続」

企業団は、水道用水を供給する専門集団として「安全な水の安定供給の持続」という基本理念の下で、将来においても阪神地域に安全な水道用水を効率的に送り続けることができるよう努力していきます。

経営方針

阪神水道企業団は、基本理念である「安全な水の安定供給の持続」を達成するため、企業団の現状や取り巻く環境等を踏まえ、将来に向けて、4つの経営方針を掲げ、それぞれの重点施策を実施していきます。

- 1 水源や施設の適切な管理に努めます。
- 2 災害時の対応能力を強化します。
- 3 将来も供給を継続できるよう経営基盤を強化します。
- 4 阪神地域の水道のより良い姿を追求していきます。

将来の方向性

『阪神地域全体を俯瞰（ふかん）して、地域の水道のあるべき姿を認識・共有し、実現すべく主体的な役割を果たす。』

全てのステークホルダー間で、阪神地域全体の水道事業の将来を、経営（人材、施設、財政）の観点から明確にした上で、共通認識を醸成し、今後の最適な姿を描き、地域全体で実現していく必要があります。

重点施策

経営方針1

水源や施設の適切な管理に努めます。

- ①水源保全への取組
- ②阪神水道品質保証プログラムの運用
- ③適切な施設の維持管理と更新計画の策定
- ④効果的な施設の運転管理及び効率的な水運用

経営方針3

将来も供給を継続できるよう経営基盤を強化します。

- ①経営規模の適正化
- ②財務体質の強化
- ③的確な執行体制の構築
- ④経営資源の有効活用

経営方針2

災害時の対応能力を強化します。

- ①施設・管路の耐震化
- ②複合リスクを想定した最適リスク対策の組合せ
- ③施設や管路の更新に合わせた機能及び維持管理性の向上
- ④危機管理対応能力の向上

経営方針4

阪神地域の水道のより良い姿を追求していきます。

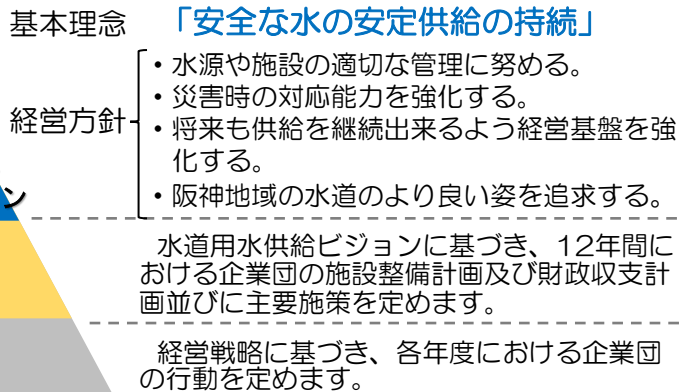
- ①構成市水道部局との連携強化
- ②近隣水道事業者等との情報共有及び連携強化
- ③公民連携の推進
- ④環境・エネルギー対策
- ⑤情報の収集及び発信

7. 経営戦略2024

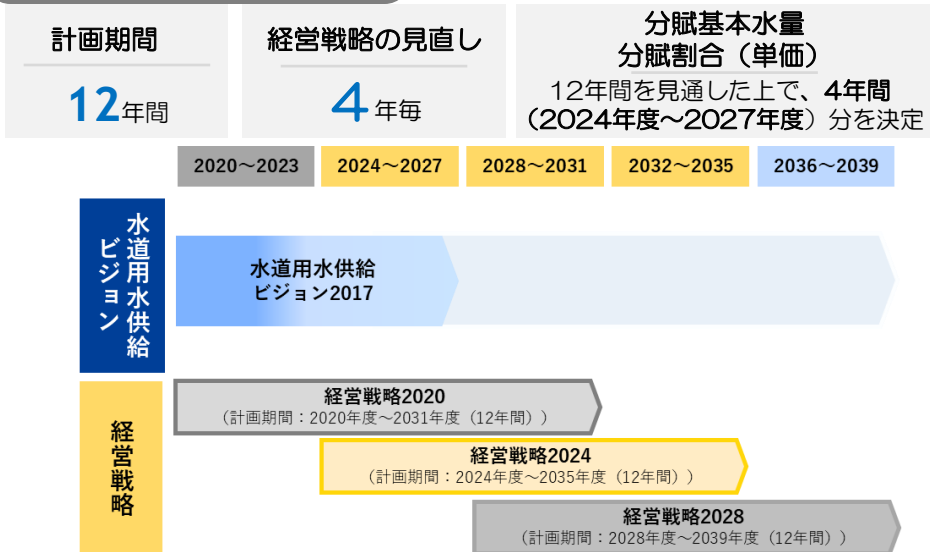
1. 経営戦略

経営戦略の位置付け

阪神水道企業団水道用水供給ビジョン2017の基本理念である「安全な水の安定供給の持続」の実現に向けた中長期的な経営の基本計画です。



経営戦略の計画期間



2. 経営戦略2020総括と課題

経営戦略2020総括

「安全な水の安定供給の持続」の基本理念の下、施設整備等を着実に実施するとともに、効率的な事業運営に努め、耐震化や財政等に係る目標値はおおむね達成することができました。その一方で、物価上昇、電力・ガス料金の高騰等の影響で、経営環境は楽観視できる状況ではありません。

また、2022年度に実施した構成市需要量の調査結果に基づき、構成市と協議・調整の上、2027年度以降の分賦基本水量及び施設規模を決定しました。

このほか、分賦基本水量の見直しに伴う分賦金制度の見直しや2025年度からの明石市への新規供給に向け、関係者間で協議・調整を行い、必要となる手続き等を進めました。

耐震化及び財政

経営戦略2020の目標

おおむね達成

累積欠損金

2022年度末に
1年前倒して解消

資金残高

約129億円

経営戦略2020における主な決定事項

施設規模の適正化

2027年度 ダウンサイジング

広域連携

2024年度 宝塚市増量
2025年度 明石市新規供給

課題

- 施設の老朽化及び更新需要の増加
- 水需要の減少
- 人材の確保・育成
- 物価等の高騰及び不確実性の高まり
- 自然災害の激甚化
- 水質課題の顕在化

低水温期かび臭、有機フッ素化合物

- 国の政策

国土強靱化、広域連携、脱炭素化、働き方改革

7. 経営戦略2024

3. 経営戦略2024

1 基本方針と重点取組事項

企業団では、「経営戦略2020」に基づき、構成市と協議・調整を図りながら、計画的に事業を運営してきました。この間、水需要が減少したほか、新型コロナウイルス感染症、ウクライナ侵攻をはじめとする世界情勢、自然災害の激甚化、物価高騰など、経営環境が大きく変化しています。また今後は、更新需要の増加に加え、物価高騰の影響で、建設改良費が大幅に増加する見込みです。

このような経営環境の変化等を踏まえ、『水道用水供給ビジョン』に掲げる「経営方針」に基づき、様々な施策を推進していく必要があります。「経営戦略2024」では、「施設の適切な維持管理及び着実な更新」「災害対策の推進」「人材の確保/育成及び業務の効率化」「収支改善策の実施・検討」に重点的に取り組みます。

このほか、デジタル技術を活用した業務の効率化・高度化や、構成市との連携強化、DX（デジタルトランスフォーメーション）に向けた取組を推進します。

また、企業団は用水供給事業者として水輸送に多くの電力を消費していることから、安定供給を前提とした上で、脱炭素化に向けた取組も進めていきます。

水道用水供給ビジョン

基本理念 “安全な水の安定供給の持続”

経営方針

- 1 水源や施設の適切な管理に努める。
- 2 災害時の対応能力を強化する。
- 3 将来も供給を継続出来るよう経営基盤を強化する。
- 4 阪神地域の水道のより良い姿を追求する。

経営環境

経営戦略2024

企業団を取り巻く
“経営環境”の把握

「経営環境」を踏まえ、
『経営戦略』を策定

重点取組事項

1 施設の適切な維持管理及び着実な更新

特に設備機器の老朽化が進行しつつある中、今後、施設の更新需要が増加します。2027年度の施設規模の適正化に伴い、施設稼働率の水準が現在より上昇することも踏まえ、「安全な水の安定供給の持続」の基本理念の下、更新・点検整備基準に基づき、施設の適切な維持管理及び着実な更新を実施します。

2 災害対策の推進

地震、集中豪雨等の自然災害が激甚化しています。引き続き、施設の耐震化を計画的に進めることに加え、停電対策、浸水対策及び土砂災害対策にも取り組みます。

3 人材の確保/育成及び業務の効率化

施設の更新需要の高まりに伴い、技術職員の業務量が増加します。人材を確保した上で、業務を着実に遂行できる職員を育成していきます。また、デジタル技術の活用等による業務の効率化など、限られた職員数で工夫しながら業務を着実に実施します。

4 収支改善策の実施・検討

電力料金や物価の高騰により、資金支出の増加が見込まれます。

分賦金（変動費）は、実績給水量に基づき負担するもので、4年ごとに実勢に合わせて見直すこととしており、電力料金の増加により、2024年度からの分賦割合（単価）が上昇します。

一方、分賦金（固定費）は、2024年度から2027年度までの4年間については、物価等の動向が極めて不透明であることから、保有資金の充当や企業債の借入等の財源措置により、現行水準を維持します。しかしながら、現在の物価高が継続する場合、将来的に水準の引き上げの検討が必要となる見通しです。そこで次の4年間は、水準の引き上げ規模を抑制すべく、これまで実施してきた経営努力を継続するとともに、更なる収支改善に向けた取組を検討・実施していきます。

7. 経営戦略2024

2 主要施策

水道用水供給ビジョン

基本理念 “安全な水の安定供給の持続”

企業団の課題・経営環境	水道用水供給ビジョン経営方針	経営戦略2024の主要施策
施設の老朽化及び更新需要の増加	水源や施設の適切な管理	<ul style="list-style-type: none"> ■ 適切な水質管理（定期検査・水質監視、粉末活性炭自動注入装置等の導入の検討） ■ 施設の適切な維持管理及び着実な更新
水需要の減少		
人材の確保・育成	災害時の対応能力の強化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 施設の耐震化 ■ 停電対策・浸水対策・土砂災害対策の強化 ■ バックアップ機能の向上 ■ 危機管理体制の強化
物価等の高騰及び不確実性の高まり		
自然災害の激甚化	経営基盤の強化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 施設規模の適正化/費用負担の見直し ■ 経営努力の継続等 ■ 組織体制の強化（職員の確保、人材育成、技術継承等） ■ 進歩する技術への対応 ■ 官民連携
水質課題の顕在化		
国の政策	阪神地域の水道のより良い姿の追求	<ul style="list-style-type: none"> ■ 阪神地域を俯瞰した広域連携（明石市への新規供給等） ■ 地域住民に対する情報の発信 ■ 更なる脱炭素化に向けた検討・実施

水源や施設の適切な管理

適切な水質管理

- 「阪神水道品質保証プログラム」の運用の継続
- 低水温期のかび臭や有機フッ素化合物等への備えの検討

施設の適切な維持管理及び着実な更新

- 構造物及び管路
 - ・ 計画的な施設の更新
 - ・ 施設点検の計画的な実施及び適切な補修による施設の延命化
- 設備
 - ・ 点検整備の適切な実施による予防保全
 - ・ 点検業務の効率化（デジタル技術の活用）
 - ・ 企業団の更新・点検整備基準に基づく計画的な更新

経営基盤の強化

施設規模の適正化（2027年度）

- 施設規模のダウンサイジング
 - 1,289,900 m³/日 ⇒ 992,400 m³/日
 - 〔一日最大給水量：1,128,000 m³/日 ⇒ 815,241 m³/日〕

費用負担の見直し（2027年度）

- 分賦金：固定費を2分割する仕組み（三部制）

経営努力の継続等

- 水道施設上部空間の有効活用等

組織体制の強化

- 計画的な人材の確保、人材育成
- 多様な人材の活躍できる環境の整備

進歩する技術への対応

- 新技術の導入による維持管理の効率化

官民連携

- 一括発注方式（設計、施工等）の導入検討

災害時の対応能力の強化

施設の耐震化

- 計画的な施設の更新による管路や構造物の耐震化

停電対策・浸水対策・土砂災害対策の実施

- | 停電対策 | 浸水対策 | 土砂災害対策 |
|---------------------|--------------|------------------|
| 100L/人/日を目安とする設備の整備 | 浸水防止バネルの嵩上げ等 | 豪雨や地震等による土砂災害の防止 |

バックアップ機能の向上

- 浄水場系統間の連絡機能の強化
- 貯留施設の貯留能力の増強

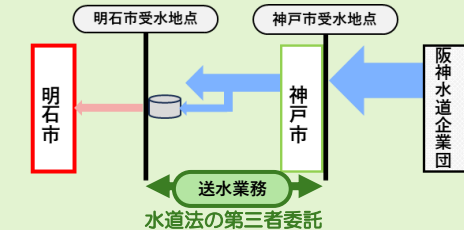
危機管理体制の強化

- 企業団内の危機管理訓練、危機管理研修
- 応援協定に基づく実地訓練

阪神地域の水道のより良い姿の追求

阪神地域を俯瞰した広域連携

- 明石市への新規供給：2025年度



地域住民に対する情報発信

- 構成市と連携した水道事業の広報、PR活動
- 構成市の水道利用者に対する情報の受発信

更なる脱炭素化に向けた検討・実施

- 省CO₂効果の高い設備機器の導入等

7. 経営戦略2024

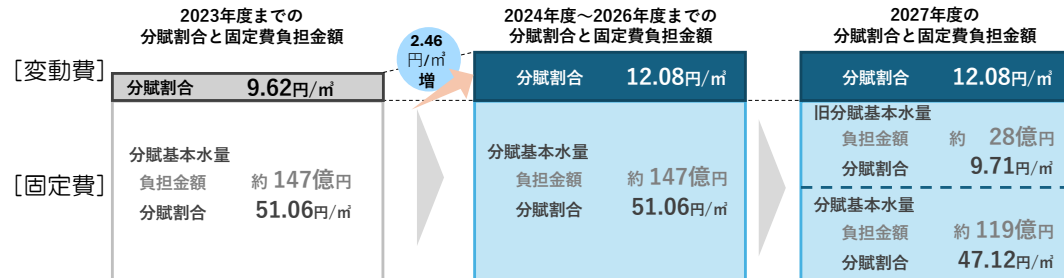
3 水量と分賦割合

分賦基本水量（2024年度-2027年度）

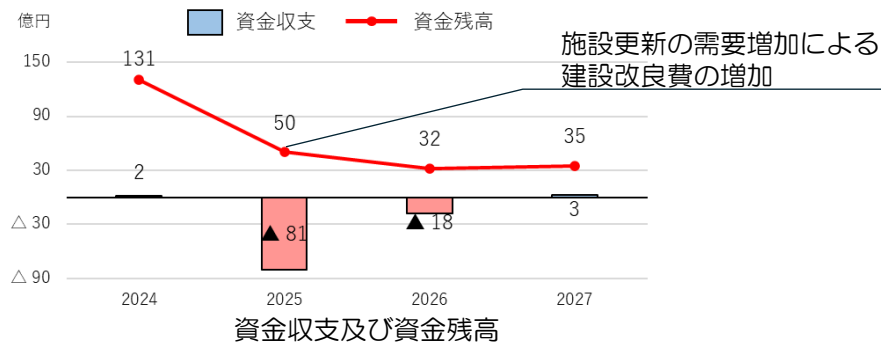
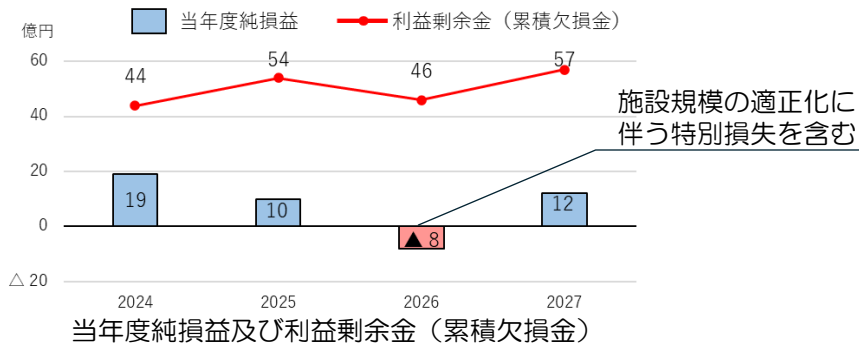
	2024年度 (宝塚市増量)	2025年度 (明石市新規供給)	2026年度	2027年度 (施設規模適正化)	2027年度 旧分賦基本水量
神戸市	162,713,715	160,761,151	160,579,925	140,904,144	161,019,870
尼崎市	59,266,875	58,555,455	58,489,425	45,074,364	58,649,670
西宮市	48,046,775	47,470,291	47,416,785	44,444,844	47,546,694
芦屋市	10,512,365	10,386,113	10,374,395	9,385,704	10,402,818
宝塚市	7,665,000	7,665,000	7,665,000	9,333,000	7,686,000
明石市	-	3,366,720	3,679,200	4,479,840	3,689,280

(単位：m³)

分賦割合（2024年度-2027年度）



4 財政収支の見通し



特に設備機器の老朽化が進行しつつある中、今後、10年以上にわたり施設の更新需要が増加します。2027年度の方針の適正化に伴い、施設稼働率が現在より高くなることも踏まえ、「安全な水の安定供給の持続」の基本理念の下、更新・点検整備基準に基づき、適切な維持管理及び着実な施設更新を実施する必要があります。

また、施設の更新需要の増加に加え、物価の高騰により、動力費（電力料金等）、施設管理費、建設改良費等が増加しており、資金支出の増加が見込まれ、企業団の経営環境は非常に厳しい状況になると見込まれます。

2024年度から2027年度までの4年間については、分賦金（変動費）の分賦割合が上昇し、構成市の厳しい財政状況が見込まれることや物価等の動向が極めて不透明であり、その傾向を注視する必要があるという現状を踏まえ、保有資金の充当や企業債の借入等の財源措置により分賦金（固定費）の引き上げは行わず、水準を維持します。

しかしながら、施設規模の適正化により施設整備費の抑制を図るものの、今後も高い物価水準が継続した場合、資金不足が発生し、事業の継続が困難になるため、将来的には分賦金（固定費）の水準の引き上げの検討が必要となることを見込まれます。

今後も更なる収支改善策の検討と実施、分賦金（固定費）の引き上げ時期や規模の検討のため、構成市との協議・調整を進め、連携の強化に努めます。

8. 令和8年度当初予算

(1) 予算編成の基本方針及び主要施策

基本理念である「安全な水の安定供給の持続」の下、企業団を取り巻く経営環境、企業団が抱える課題に的確に対応するとともに、経営戦略に掲げる「基本方針」、収支見通し等を踏まえ、予算編成を行いました。

予算のポイント

1 水源や施設の適切な管理

- 安全な水を供給するため、水質管理を強化します。
- 故障等による事故を未然に防ぎます。
- 構造物整備事業（基幹施設の更新及び耐震化）
- 管路整備事業（老朽化した管路の更新及び耐震化）
- 設備整備事業（計画的な設備の更新）
- 不調が増加する厳しい入札環境を踏まえ、入札に参加しやすい環境を整備します。
- ICTの活用等によるアセットマネジメントや経営戦略の見直しに向けた取組を進めます。

2 災害時の対応能力の強化

- 停電対策として、非常用発電設備の整備を進めるとともに、大規模な浸水リスクの影響を把握するための業務委託を実施します。
- 系統間の連絡機能を強化するとともに、管路の複線化によるリダンダンシー確保を図ります。
- 災害訓練の実施やマニュアルの整備等により、ソフト面の災害対応能力を強化します。

3 経営基盤の強化

- 施設規模の適正化や新技術の導入等によるコスト削減を図ります。
- 資産の有効活用や国庫補助金の獲得等に努めます。
- 技術継承に必要な人材の確保・育成に取り組めます。
- コンプライアンスを推進するとともに、物理的セキュリティと情報セキュリティ基盤を強化します。
- 新技術導入に向けた調査検討、ICT活用・DXを推進します。
- 一括発注方式の導入や民間事業者との連携に取り組めます。

4 阪神地域の水道のより良い姿の追求

- 構成市や近隣自治体との広域連携に取り組めます。
- 令和7年度から明石市への新規供給を行っています。
- 広報戦略を推進し、企業団の認知度向上を目指すとともに、水質情報の発信に取り組めます。
- 脱炭素化に向け、環境に配慮した取組を実施します。

8. 令和8年度当初予算

(2) 予算の概要

① 業務の予定量

(単位 m³)

給水市名	1日平均給水量	分賦基本水量	給水量
神戸市	439,945	160,579,925	157,430,090
尼崎市	160,245	58,489,425	43,404,142
西宮市	129,909	47,416,785	45,261,825
芦屋市	28,423	10,374,395	9,197,410
宝塚市	21,000	7,665,000	7,665,000
明石市	10,080	3,679,200	3,679,200
計	789,602	288,204,730	266,637,667

② 収益的収支の予定額

(単位 千円、税込み)

科目	当年度予定額	前年度予定額	比較(△減)
水道事業収益	22,070,085	21,839,455	230,630
営業収益	20,377,652	20,203,326	174,326
営業外収益	1,692,432	1,261,723	430,709
特別利益	1	374,406	△ 374,405
水道事業費用	19,312,635	19,849,255	△ 536,620
営業費用	18,605,698	18,920,145	△ 314,447
営業外費用	701,932	549,700	152,232
特別損失	5	374,410	△ 374,405
予備費	5,000	5,000	0

8. 令和8年度当初予算

(2) 予算の概要

③ 資本的収支の予定額

(単位 千円、税込み)

科目	当年度予定額	前年度予定額	比較(△減)
資本的収入	6,549,220	6,204,202	345,018
企業債	6,396,000	5,327,000	1,069,000
出資金	15,884	508,478	△ 492,594
国庫補助金	137,333	368,721	△ 231,388
その他	3	3	0
資本的支出	21,427,623	16,534,725	4,892,898
建設改良費	18,138,605	12,439,064	5,699,541
企業債償還金	3,202,916	3,452,104	△ 249,188
その他	86,102	643,557	△ 557,455

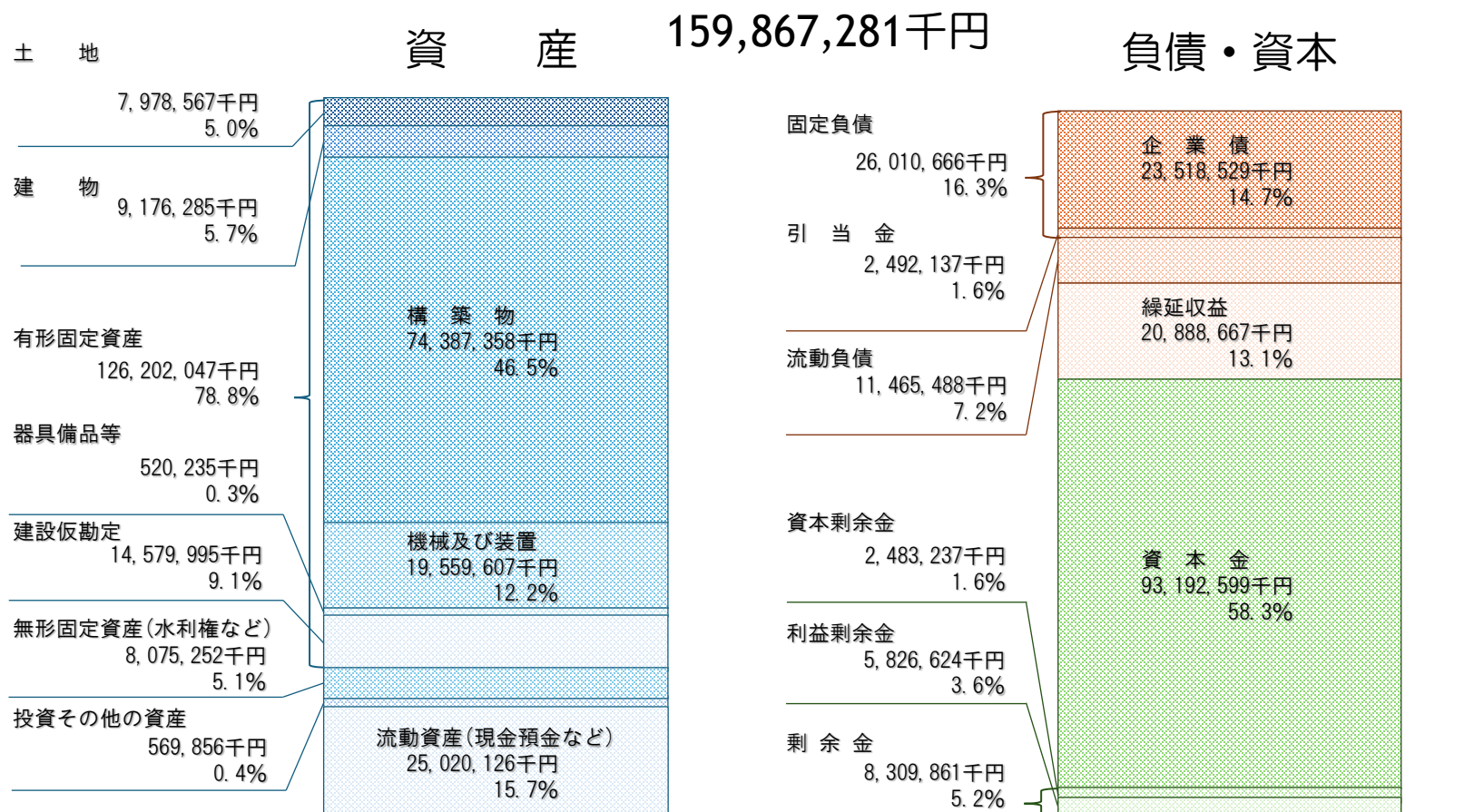
④ 損益・資金収支の予定額

- 当年度予定純利益 1,060,235千円
- 当年度予定資金過不足額 △5,881,785千円
- 当年度末予定資金残額 7,380,277千円

9. 令和7年度決算（見込み）

(1) 資産及び負債・資本（令和7年度）

昭和11年の設立以来、順次拡張工事を実施して水源確保に努めてきた結果、1日最大給水量1,128,000m³を供給し得る施設を有し、令和7年度末における資産総額は約1,600億円となっています。

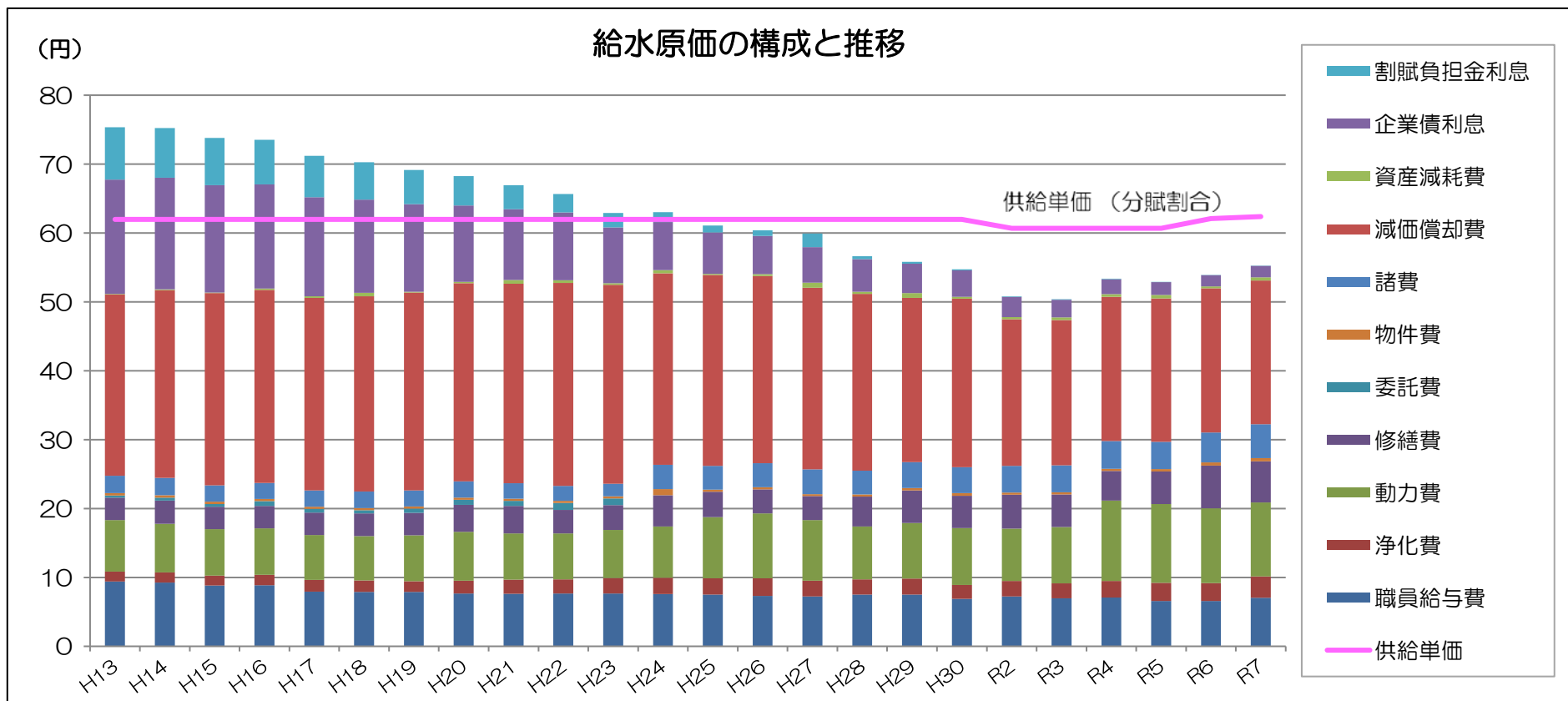


9. 令和7年度決算（見込み）

(2) 給水原価と供給単価

経常費用の縮減（繰上償還や借入額の削減による支払利息の縮減等、経営改善策の推進）により、給水原価圧縮に努めています。

※ピーク（平成13年度）75.34円/m³ ⇒ 令和7年度 55.25円/m³



9. 令和7年度決算（見込み）

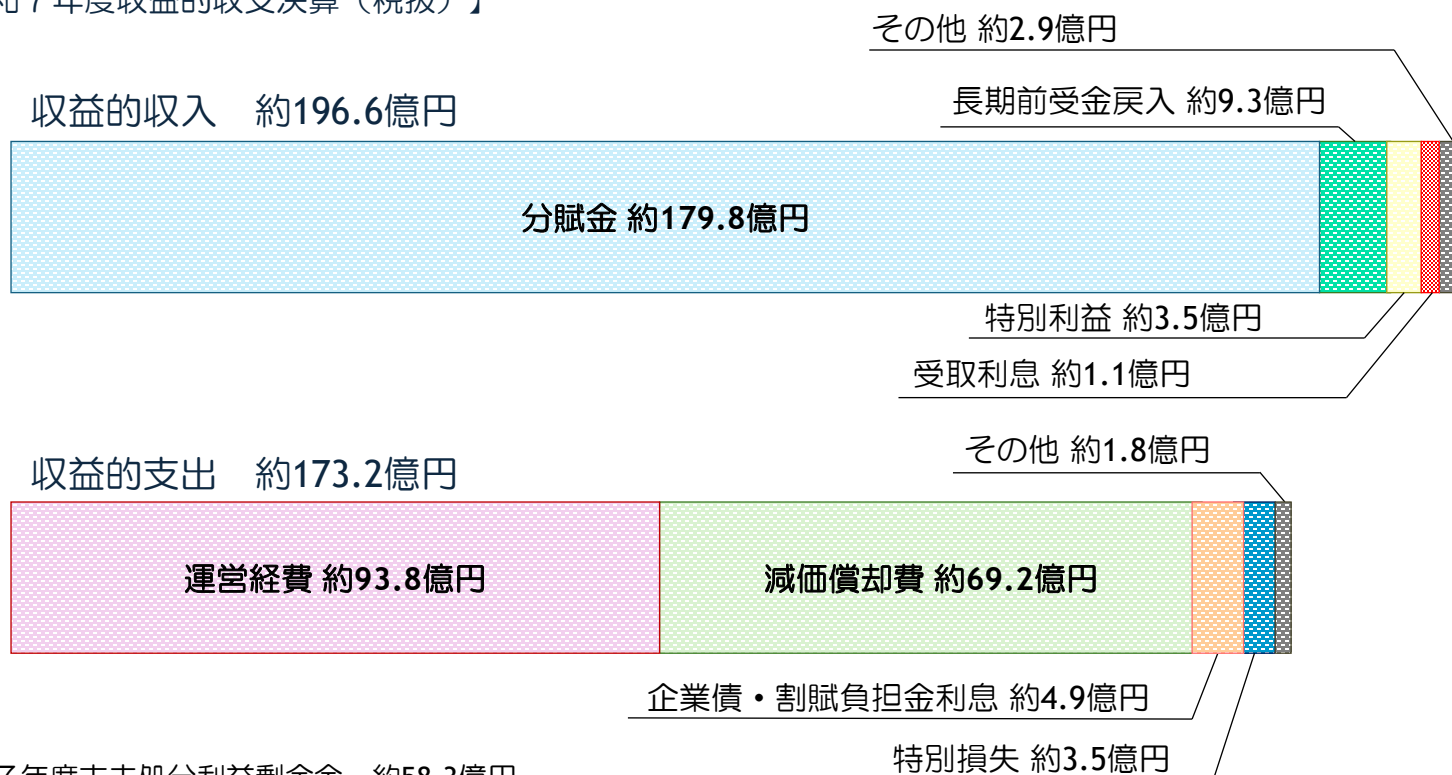
(3) 収益的収支の状況

収益的収入の大部分が構成市からの分賦金となっています。

収益的支出は用水供給施設の運営経費（職員給与費・動力費・薬品費等）や、減価償却費、企業債・割賦負担金の支払利息などとなっています。

※企業債・割賦負担金の繰上償還による支払利息等の軽減等により、平成24年度から単年度純利益を計上しています。

【令和7年度収益的収支決算（税抜）】



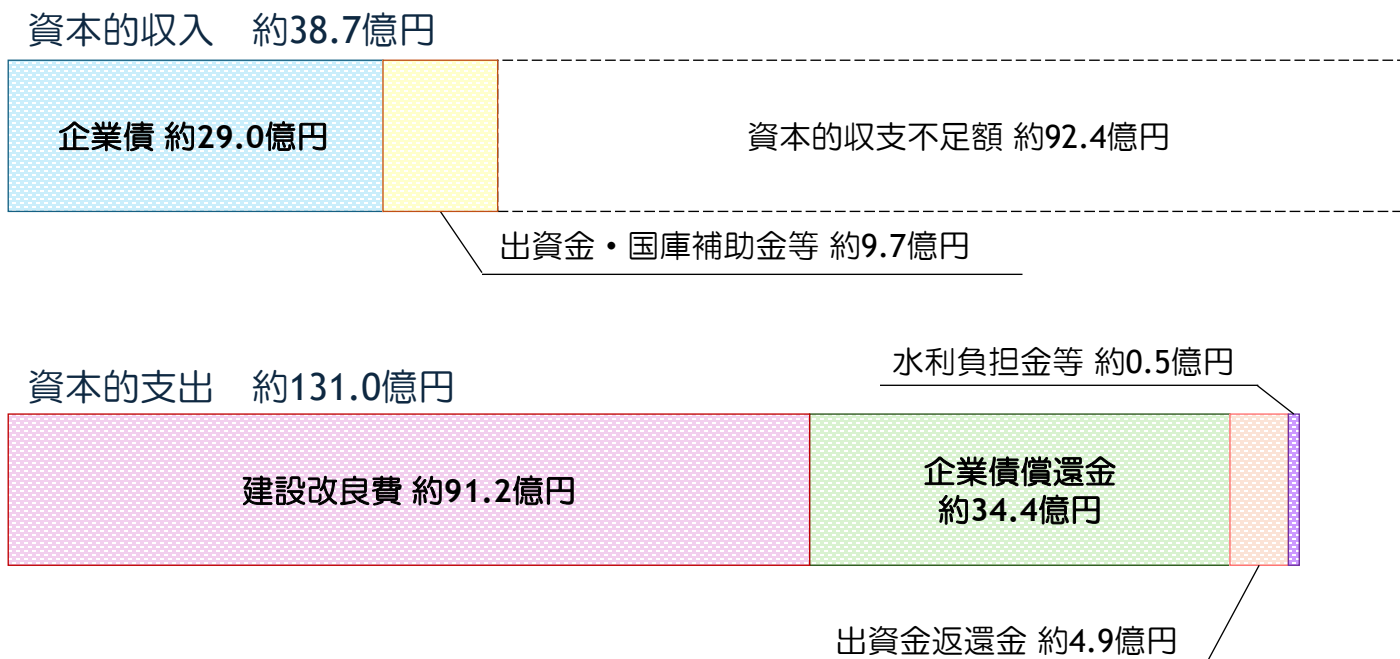
※令和7年度末未処分利益剰余金 約58.3億円

9. 令和7年度決算（見込み）

(4) 資本的収支の状況

資本的収入は、資本的支出の財源となる企業債、構成団体の一般会計からの出資金、国からの補助金などで構成されています。
資本的支出は、施設の改良費や企業債・水利負担金の元金償還金などとなっています。

【令和7年度資本的収支決算（税込）】



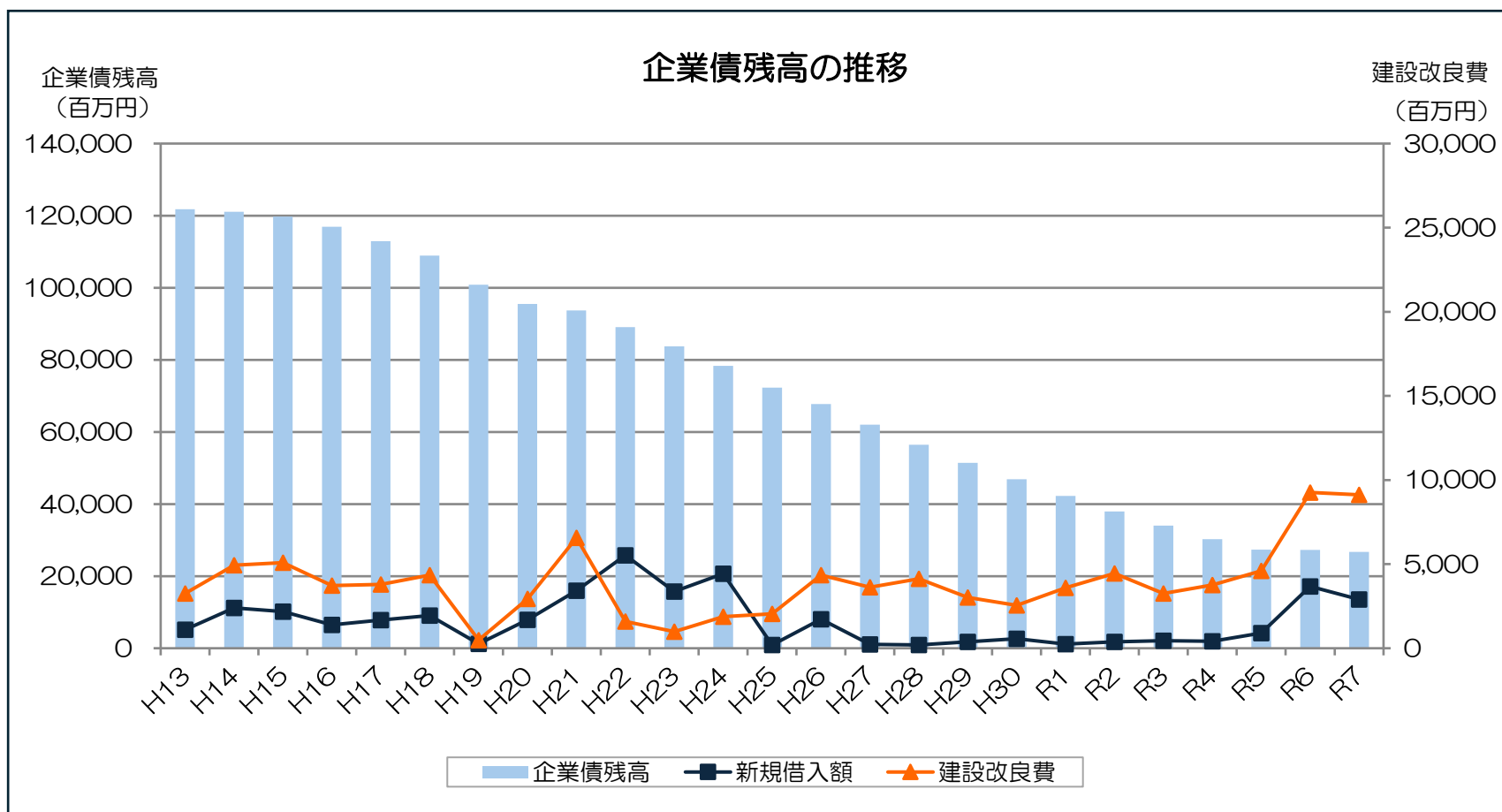
※令和7年度末資金残額 約166.3億円

9. 令和7年度決算（見込み）

(5) 企業債の状況

平成12年度の第5期拡張事業概成以後、企業債の繰上償還や借入額の抑制などにより、企業債残高の削減に努めてきましたが、耐震化対策や施設の大規模更新に伴い、今後、企業債残高の増加が見込まれます。

※ピーク（平成13年度）1,220億円 ⇒ 令和7年度 267億円

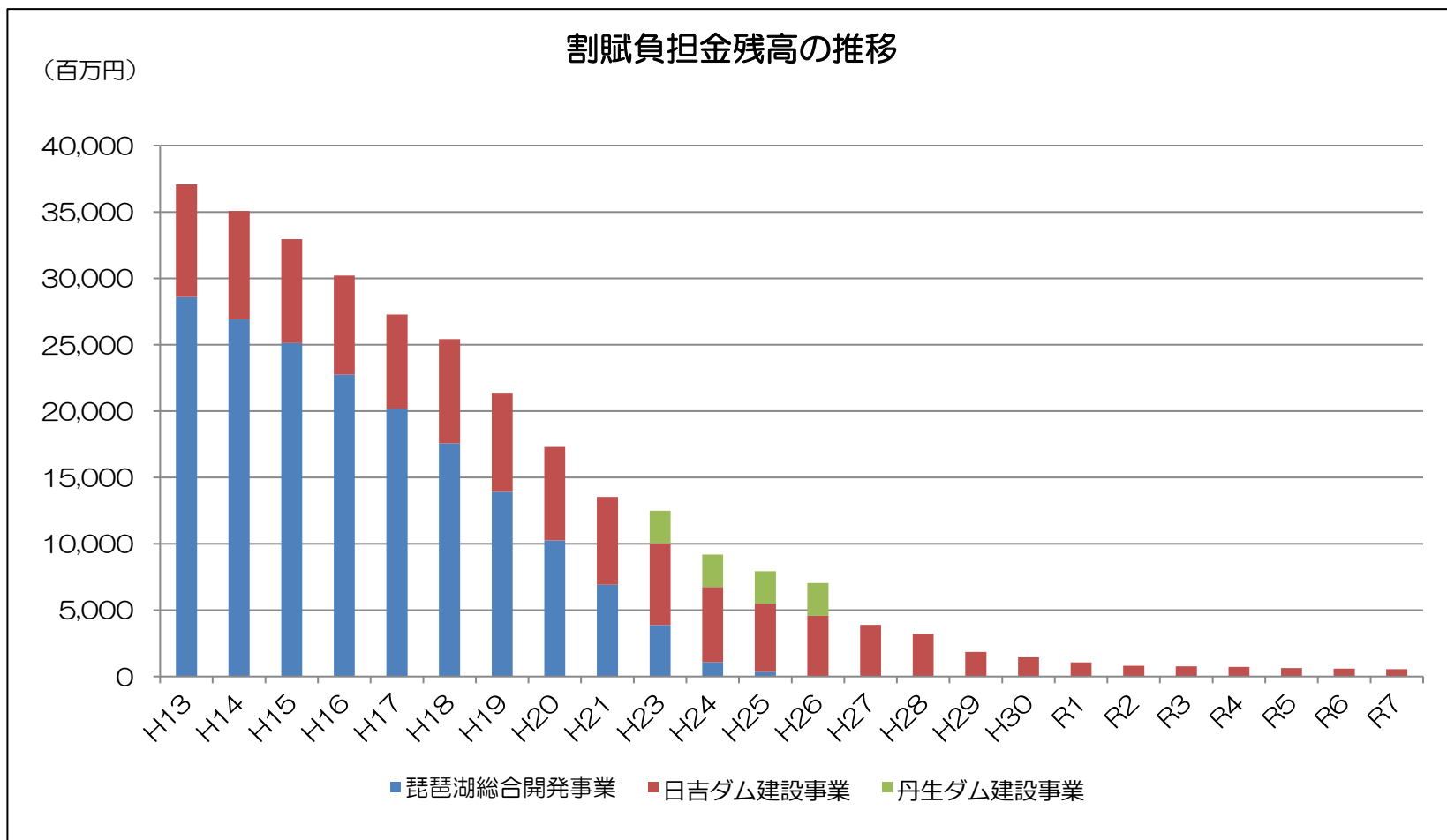


9. 令和7年度決算（見込み）

(6) 割賦負担金の状況（水源開発事業に係る水資源機構への分割負担金）

平成17年度以降、琵琶湖開発事業及び日吉ダム建設事業割賦負担金の一部繰上償還並びに丹生ダム建設事業割賦負担金（1次精算分）の一括償還によって、割賦負担金残高の削減に努めています。

※ピーク（平成10年度）441億円 ⇒ 令和7年度 5.6億円



10. 年表

年月日	事項
昭和11. 7. 21	阪神上水道市町村組合設立告示(兵庫県告示第599号) 組合規約交付(兵庫県告示第600号) 神戸市生田区下山手通4丁目57(兵庫県庁議事堂内)に事務所をおく
11. 1	神戸市生田区楠町7丁目(神戸市水道部内)へ事務所移転
12. 3	神戸市生田区楠町7丁目23の17へ事務所移転
12.10.22	淀川河水引用及び河川敷地占用許可(大阪府指令土河第8033号)
12.27	第1期工事施工認可(内務省兵衛第4号)
13.12. 1	神戸市灘区王子町4丁目484の1へ事務所移転
15.11.10	武庫郡精道村、芦屋市となる
16. 2.11	武庫郡甲東村、西宮市と合併
17. 2.11	武庫郡大庄村、武庫村、川辺郡立花村、尼崎市と合併
4. 1	分賦金の分賦割合5銭2厘(1立方メートルにつき)に定める
4.13	御影町へ給水開始
5. 5	武庫郡瓦木村、西宮市と合併
5. 9	尼崎市及び鳴尾村へ給水開始
7.17	瓦木村へ給水開始
7.18	旧立花村へ給水開始
8. 6	西宮市へ給水開始
8.23	越木岩送水トンネル通水、神戸市へ給水開始
12.20	本山村へ給水開始
18. 5. 5	魚崎町へ給水開始
5.15	旧大庄村へ給水開始
6.30	本庄村へ給水開始
10.15	旧甲東村へ給水開始
12.24	園田村へ給水開始
19. 4. 1	西宮市室川町21(西宮ポンプ場)へ事務所移転
20. 5.11	空襲により尼崎送水本管に被害
6. 7	空襲により尼崎送水本管に被害
7. 6	空襲により尼崎送水本管に被害
8.21	芦屋市へ給水開始
9. 6	住吉村へ給水開始
21. 4. 1	分賦金の分賦割合を10銭4厘(1立方メートルにつき)に改定
5. 1	西宮市六湛寺町100(西宮市役所別館内)へ事務所移転

年月日	事項
10. 1	分賦金の分賦割合16銭(1立方メートルにつき)に改定
22. 3. 1	川辺郡園田村、尼崎市と合併
7. 1	分賦金の分賦割合を50銭(1立方メートルにつき)に改定
23. 2. 1	旧武庫村へ給水開始
6. 1	分賦金の分賦割合を1円35銭(1立方メートルにつき)に改定
6.17	施設増強工事施工認可(厚生省兵衛第99号)
7. 1	神戸市生田区下山手通6丁目65の7に本庁舎落成
8. 1	分賦金の分賦割合を2円41銭(1立方メートルにつき)に改定
24. 6. 1	分賦金の分賦割合を3円10銭(1立方メートルにつき)に改定
25. 4. 1	武庫郡御影町、魚崎町、住吉町、神戸市と合併
7.31	第2期工事施工認可(厚生省兵衛第136号)
10.10	武庫郡本山村、本庄村、神戸市と合併
26. 4. 1	武庫郡鳴尾村、西宮市と合併
6. 1	分賦金の分賦割合を4円(1立方メートルにつき)に改定
7. 4	監査委員を設置
27.10. 1	地方公営企業法が施行される
31. 4. 1	分賦金の分賦割合を5円50銭(1立方メートルにつき)に改定
32. 4. 1	尼崎市に原水分流供給(暫定的)
10.25	拡張基本計画設定
11.18	第3期拡張事業認可(厚生省兵衛第913号)
33. 4. 1	分賦金の分賦割合を7円60銭(1立方メートルにつき)に改定
34. 3.24	神戸市と神戸市千川水源池放流水受水に関する協定を締結
37.10. 1	規約の一部変更により組合の名称を阪神水道組合に改め、その執行機関の組織名称を阪神水道企業庁とする
10. 1	議会の議員定数40名となる
38. 4. 1	分賦金の分賦割合を11円97銭(1立方メートルにつき)に改定
7.22	神戸市東灘区本山町野寄字仏天垣52の1に現庁舎を新築移転
12.28	第4期拡張事業施工認可(厚生省収環第551号)
39. 7.15	芦部谷送水トンネル通水
40.11.29	監査委員1名増員
42. 4. 1	阪神水道企業団となる (地方公営企業法の一部改正により規約の一部変更)
4. 1	監査委員2名となる

10. 年表

年月日	事項
10. 1	分賦金の分賦割合を16円85銭(1立方メートルにつき)に改定
46. 1. 1	議会の議員定数29名となる(規約の一部変更)
47. 4. 1	給水能力968,000m ³ (1日最大)となる
50. 9. 1	分賦金の分賦割合を28円65銭(1立方メートルにつき)に改定
53. 8.17	第5期拡張事業認可(厚生省環第560号)
57. 4. 1	分賦金の分賦割合を36円81銭(1立方メートルにつき)に改定
61. 5.20	水質試験所落成
7. 1	第5期拡張事業一部給水(36,000m ³)開始 1日最大給水量1,004,000m ³ となる
7.21	創設50周年記念式を行う
平成元. 7. 1	第5期拡張事業一部給水増量(24,000m ³ 累計60,000m ³) 1日最大給水量1,028,000m ³ となる
4. 2.13	第5期拡張事業計画変更認可(厚生省生衛第100号) ※浄水処理方法の変更及び水源の変更
4. 1	分賦金の分賦割合を44円79銭(1立方メートルにつき)に改定
10. 1	通水50周年記念式を行う
5. 7. 1	第5期拡張事業一部給水増量 (20,000m ³ 累計80,000m ³) 高度浄水処理水供給開始 1日最大給水量1,048,000m ³ となる
8.25	高度浄水処理水記念式を行う
7. 1.17	阪神淡路大震災(兵庫県南部地震)により、管路、施設に被害
8.10. 1	分賦金の分賦割合を55円27銭(1立方メートルにつき)に改定
9. 7. 1	第5期拡張事業一部給水増量(80,000m ³ 累計160,000m ³) 1日最大給水量1,128,000m ³ となる
10. 1	新尼崎浄水場築造のため、尼崎事業所業務停止
10. 7. 1	猪名川事業所の既設施設(東系) 1日最大給水量297,500m ³ /日が 高度浄水処理水となる
12. 7. 1	猪名川事業所 1日最大給水量916,900m ³ /日の全量が高度浄水処理水 となる
13. 3.31	甲山事業所 新尼崎浄水場との統合により閉所
4. 1	分賦金の分賦割合を61円96銭(1立方メートルにつき)に改定 新尼崎浄水場 1日最大給水量186,500m ³ /日のⅠ期施設が完成 1日最大給水量1,128,000m ³ /日の全量が高度浄水処理水となる

年月日	事項
16. 7. 1	議会の議員定数15名となる(規約の一部変更)
18.10. 6	創立70周年記念講演会を行う
19. 7. 1	甲山調整池運用開始
22. 7. 1	新尼崎浄水場Ⅱ期施設が完成 運用開始(186,500m ³ /日) 全量供給開始(373,000m ³ /日)
8.31	第5期拡張事業完了
11. 1	第5期拡張事業完成記念情報交換会を行う
27. 1. 5	宝塚市への新規供給に伴う規約の一部変更(H29.4.1施行) ※構成団体への加入、議会議員定数の再配分 運営協議会の設置
3.17	水道用水供給事業変更の届出 (計画1日最大給水量882,500m ³ /日) ※給水対象の増加(宝塚市)
29. 4. 1	宝塚市へ供給開始 宝塚市通水式を行う 第1回阪神水道企業団運営協議会開催
6.15	宝塚市通水開始及び創立80周年記念情報交換会を行う
令和 2. 4. 1	分賦金制度(二部制)の導入 分賦金の分賦割合の改定 固定費部分 1m ³ 当たり51円06銭 変動費部分 1m ³ 当たり9円62銭
6. 1.23	明石市への新規供給に伴う規約の一部変更(R7.4.1施行) ※構成団体への加入
3.22	水道用水供給事業変更の届出 (計画1日最大給水量824,100m ³ /日) ※給水対象の増加(明石市)
6. 4. 1	分賦金の分賦割合の改定 固定費部分 1m ³ 当たり51円06銭 変動費部分 1m ³ 当たり12円08銭
9.30	明石市への送水業務を受託する神戸市と第三者委託に係る契約を締結
7. 3.30	明石市新規供給記念式典を行う
4. 1	明石市へ供給開始



阪神水道企業団



企業団ウェブサイト